

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第106号 令和3年度岩国市一般会計補正予算（第7号）

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第106号 令和3年度岩国市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の総務管理費の企画費の交通事業者緊急支援事業（臨時交付金）に関し、

委員中から、「タクシーを運行する事業者に対して、1台当たり4万5千円の補助金を交付することであるが、タクシーの保有台数が少ない事業者の場合、1事業者当たり個人10万円、法人は20万円の助成金が交付される、商工費の「いわくに経営応援助成金」を選択する可能性が強い。その対象分は、このたびの予算から除いているのか」との質疑があり、

当局から、「予算額については、個別の事業者の減収状況などの詳細を把握しておらず、運輸局に登録してある台数で予算要求している。予算の不用額が出た場合には、今回の補正予算で組んでいるほかのコロナ対策の事業のほうで調整することで、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を満額執行できるように努めていきたいと考えている」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。